商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

1 日時

令和3年9月3日(金曜日) 午後2時3分開会、午後3時4分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、髙橋はじめ委員、軽石義則委員、 工藤勝子委員、髙橋こうすけ委員、髙橋但馬委員、佐々木朋和委員

4 欠席委員

川村伸浩委員

5 事務局職員

增澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、 鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、伊五澤商工企画室企画課長、阿部経営支援課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

商工労働観光部関係審査

議案第2号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

第2条

- 9 議事の内容
- **〇ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

川村委員は、入院加療のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。議案第2号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第6号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費及び第2条債務負担行為補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

〇木村副部長兼商工企画室長 議案第2号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第6号) のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案(その1)の7ペ ージをお開き願います。

当部関係の歳出予算補正は、7款商工費の31億5,512万8,000円の増額補正であり、岩手緊急事態宣言に伴う人流減少等の影響を受ける事業者への支援に要する経費を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄一つ目の新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助は、中小企業者等の資金繰りを支援するため、新たに伴走支援型特別保証制度を利用した融資を補助対象に加え、保証料 0.2%を県が補給することで、同融資に係る事業者の保証料負担をなくそうとするものであります。

次の地域企業経営支援金支給事業費補助でありますが、不要不急の外出自粛等の呼びかけにより、売り上げ減少などの影響を受けた中小企業者等を支援するため、支援金の最大支給額の引き上げなどを行おうとするものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金積立金は、一つ目の保証料補給補助に関連するものでありまして、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助に要する経費の財源に充てるため、基金に積み立てようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案(その1)にお戻りいただきまして、8ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、変更は新型コロナウイルス感染症対策資金に係る保証料補給の対象を拡大することに伴いまして、債務負担行為を変更しようとするものであります。

以上で商工労働部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしく お願い申し上げます。

- ○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○軽石義則委員 確認を含めて何点か質問させていただきます。

先ほど本会議場でも質疑が交わされたところでありますが、再確認も含めてもう一度お 聞きすることもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、今回の地域企業経営支援金支給事業ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業費とは重複しないとのことでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は地域限定であり、地域企業経営支援金はこれまで対象だった業種の方にプラス 10万円の最大 40万円という制度の理解がなかなか進んでいないように思いますが、現状をどのように受けとめているのでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 今回の岩手緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と、地域企業経営支援金の上限引き上げは、対象地域が異なり、確かにコールセンターや相談受付窓口に、違いは何なのか、我々は対象になるのかというお問い合わ

せをいただいていることも事実でありますので、今回御議決いただきました後には、この上限の引き上げの対象となる事業者の方々に、丁寧に周知していきたいと考えております。 **〇軽石義則委員** せっかくいい制度だと言っていただいているのに、自分たちが対象にならないのではないかと心配されている方々もいますので、周知はしっかりやっていただきたいと思います。もう一つは、公平感というより不公平感というほうが合っているかもしれませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は1日当たりなのですが、地域企業経営支援金は1店舗または1事業者当たりなのです。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金の整合性といいますか、不公平感を是正するという考えはあるのでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 岩手緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を収束させるための営業時間短縮という強力な要請ということになりますので、その要請に対する協力金ということで、1日当たり幾らという金額を設定していると承知しております。

私どもの地域企業経営支援金につきましては、この人流抑制に伴い売り上げが減少している事業者を少しでも応援したいということでの支援金となりますので、性質が異なるものと捉えております。

○軽石義則委員 県としては、性質が違うものとして区分しないと対応できないというのは理解できるのですが、事業者の皆さんにとっては協力金なのか、支援金なのかよりも、岩手緊急事態宣言が発令された日から急激にお客の数が減って経営が苦しい、いただけるものはいただきたいと支援を切実に望んでいるのが現実なのです。支援を受ける方は協力金も支援金も性質的には一緒なのです。その水準がある程度同等であれば、事業者の皆さんも理解できると思うのです。先ほど増額の根拠について説明がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金の増額分の差の埋め方について、考え方をもう少し詳しく教えていただきたい。

○阿部経営支援課総括課長 繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、今回の二つの支給は、私どもからすると性質が違うということになります。その差を埋めるとすれば地域企業経営支援金の増額ということになると思いますが、先立つものが必要となります。先ほども岩渕商工労働観光部長から答弁いたしましたが、国に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、あるいは持続化給付金を再び実施していただくよう働きかけをしながら、困窮している事業者の方へのさらなる支援について考えていきたいと思っております。

○軽石義則委員 先ほどの岩渕商工労働観光部長の答弁で、平均 17 万 5,000 円の給付について話がありましたが、それについてもう一度、数字が正しいかどうかも含めて根拠を教えてください。

〇伊五澤企画課長 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の早期給付の関係であります。まず支給額の算定ですが、時短営業に協力いただいた飲食店に対して、売り上げに応

じて1日当たり2万5,000円から7万5,000円をお支払いすることとしております。基本的には協力期間が終わってから申請していただいて、お支払いするのですが、それでは資金繰りに困っている事業者に早期にお金が行き届かないといったことも考えられますので、早期給付という制度をつくりまして、この協力期間が終了する前に申請していただきますと、1日当たりの下限額2万5,000円、これの7日分を上限とした17万5,000円を速やかにお支払いすることとしております。

○軽石義則委員 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の仕組みはわかりました。それは、地域企業経営支援金の支給を受ける方も同じなのです。今回増額する支援金は1日当たりなのか、1店舗あるいは1事業者なのか、平均をいくらで算出しているのか、もう一度確認します。

○阿部経営支援課総括課長 令和3年2月補正予算でお認めいただきました地域企業経営支援金第1弾の上限は40万円でありました。その考え方につきましては、3カ月間の売り上げの減少幅を試算いたしましたところ約40万円でしたので、上限を40万円とさせていただいたものであります。

令和3年5月臨時会でお認めいただきました地域企業経営支援金第2弾につきましては、これからの新たな取り組み等にお使いいただくものとして 30 万円と設定させていただきました。今般、岩手緊急事態宣言に伴って売り上げが下がるだろうということで、第1弾のときの売り上げ減少に伴う支援額と同様の40万円とするよう考えたところであります。 〇軽石義則委員 そのプラス 10 万円分が、今回の補正予算額になっているのはわかるのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金が目に見えて多いように思えます。地域企業経営支援金はプラス 10 万円でも何となくありがたいのですが、その差が大きいように感じられます。また、自分たちはどのくらい支援してもらえるのか、モデルを示してわかりやすく説明することも大事ではないかと思うのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金は併用できないということは、確実に伝わっているのですか。

○阿部経営支援課総括課長 地域企業経営支援金と新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は重複して計算しないこととしておりますので、併用しないということになります。その点も含めまして、例えば、今までは30万円しかもらえなかったが、今回新たに売り上げ減少額を計算し直すと40万円までもらえますというような、こういう場合はこうなりますということを、商工団体あるいは冒頭で申し上げましたコールセンターで丁寧に御説明したいと考えております。

○軽石義則委員 ぜひ親切、丁寧に説明をお願いします。地域企業経営支援金と新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は併用できないということでいいですか。

○阿部経営支援課総括課長 説明不足でした。岩手緊急事態宣言実施中でありますので、例えば、盛岡市内の方が新型コロナウイルス感染拡大防止協力金もいただいていて、かつ連続する3カ月間、6、7、8月の売り上げを見て地域企業経営支援金も申請したいとい

った場合は、営業短縮期間中の売り上げは除くことにしています。お昼に営業されている 方もいると思いますので、その分の売り上げと、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 を除いて、どのくらい売り上げが減少したかを見ることになりますので、正確に言います と併給といいますか、両方使えます。

○軽石義則委員 そのように複雑になっていてわかりにくいのです。事業を継続していただきたいという思いで地域企業経営支援金支給事業をやっているのに、どんなにいい制度でも使い勝手が悪いと使いこなせなくなってしまうと思って、お聞きしたのです。ぜひそこは対応していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の岩手緊急事態宣言は、飲食業や宿泊業、またそこにかかわる全ての業界に影響を与えていて、営業の売り上げが9割減、あるいはそれ以下になっているところもあると聞いています。店は休業すれば新型コロナウイルス感染拡大防止協力金がもらえますが、昼に営業するところが1店舗でもあれば、例えば納入業者は人を動かさなければならないし、物も仕入れなければならず、負担が大き過ぎると思うのですが、このことをどのように把握されていますか。

○阿部経営支援課総括課長 いわゆる卸売業の方の経営状況と捉えましたが、昨年、全国 一斉緊急事態宣言が発令されたときの売り上げの減少の状況ですが、私どもが毎月行って いる調査の結果を見ますと、飲食業などは4月、5月にぐんと落ちて、卸売業はその後、 おくれて大きな影響が出ていることがありますので、軽石義則委員の御指摘のとおり、卸 売業の方にも現状、あるいはこれからも影響が出てくるだろうと考えております。

なお、5月の臨時会でお認めいただきました地域企業経営支援金につきましては、卸売業も対象としておりますので、今回該当すれば上限額を引き上げることができますことから、地域企業経営支援金支給事業を御活用いただければと思います。

○軽石義則委員 経営を継続することが大変困難な状況になっていると聞いています。先ほど岩渕商工労働観光部長が、国とも連携してさらに必要な対策はすると話されましたが、今まさに死活問題となっている状況です。事業継続意欲をなくさないような光となる情報を発信することも大事だと思いますが、今後、国との連携によって、事業者にプラスとなるような支援策などの見通しはあるのですか。

○岩渕商工労働観光部長 事業者が厳しい状況に置かれていることは、各方面から聞いております。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金の違いですが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は、どうしても私的制限をかけるので、それを受け入れた飲食店に対する協力金の額は高くなりますし、財源も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とは別に国からいただけます。一方で、地域企業経営支援金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠の中でしかできませんので、我々も公平感という見方をすると、これは全く平等ではないということは重々承知しております。このような面も含めて、国にも働きかけながら、少しでも実態に近い支援をしてまいりたいと考えております。次に危機管理の話ですが、直接的な支援の額をふやすというの

は限界があると思っております。宿泊事業者に丸々減収補填しようとすると、とんでもない額になってしまいます。一旦終了しましたが、いわて旅応援プロジェクトのような宿泊割引や、今停止しておりますいわての食応援プロジェクトを再開できれば、納入業者や生産者まで波及する需要喚起策になりますので、ぜひ再開したいということで、7月30日に観光庁等に直接出向いて要請いたしました。要請に行ったのは岩手県が初めてだったようでありますが、そういった働きかけをしております。事業者の方々にも、新型コロナウイルス感染症の感染が収まればこのような事業をやっていくということを示せるといいのですが、そのタイミングがいつになるかは、はっきりと申し上げられません。我々もできるだけ支援を行いたいという考えで動いております。

- ○軽石義則委員 県の皆さんが一生懸命取り組んでいることは、私たちも実感していますが、それが現場に伝わっていないのが残念なところがあります。ホームページに掲載している、商工会議所や商工会にお願いしているだけでは足りないような気がしますので、引き続き工夫を凝らして伝えていただくことをお願いして、終わります。
- ○工藤勝子委員 軽石義則委員がほとんど聞きましたが、確認の意味も含めまして質問いたします。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金9億円、そして地域企業経営支援金31億円、これは二つ受けることはできない、併用できないということでいいですか。 盛岡の飲食店がこの二つの支援金と協力金を受けることはできないか、確認です。
- ○阿部経営支援課総括課長 盛岡市内のあるお店が時間短縮営業をして、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を受け取り、その方が地域企業経営支援金を申請するといった場合、繰り返しになりますが、3カ月間の売上高の合計からは時短要請期間中の売り上げを除いて計算することになります。併用できるかどうかというお問合わせに対しましては、できるということになります。
- ○工藤勝子委員 併用できるということですか。
- **○阿部経営支援課総括課長** はい。しかしながら、売り上げを計算する際に、その休業期間中の売り上げと新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を除いて計算することになります。
- ○工藤勝子委員 つまり、今回そのことが飲食店の人たちにしっかりと伝わっているのかということなのです。伝わることはいいです。先日、宮古市長から自由民主党会派に、なぜ盛岡市だけなのだという電話がかかってきたのです。つまり、なぜ盛岡市だけ優先されて、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金を受けることができるのだということになるのです。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の9億円については総務委員会で議論している と思いますが、例えばいわて飲食店安心認証制度の認証を受けている店舗、これは環境福 祉委員会かもしれませんが、そこからも新型コロナウイルス感染症の感染が発生している ことは認識していますか。

○阿部経営支援課総括課長 認証を受けた店舗から感染者が出ている事例があることは、

お聞きしております。

- ○工藤勝子委員 仕方がないのですが、いくら認証を受けても、結局お客によって感染はするのです。確認ですが、例えば盛岡市で営業時間短縮要請に協力しない人たちは、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は受け取れないけれども、売り上げが下がったことによって地域企業経営支援金は受け取ることができるということですか。
- ○阿部経営支援課総括課長 現在の取り扱いですと、売り上げの減少が要件となりますので、該当すれば対象となります。
- ○工藤勝子委員 確認を兼ねての提案になるのですが、遠野市長を初め、盛岡市以外の市町村長から、盛岡市に対する優遇への話がたくさん出されるのです。岩手緊急事態宣言が発令された時点で、県内全てで客足が落ちるのです。そして、店を開けてもどうにもないので閉めている。もしかすると、盛岡市の店舗でも店を開けずに売り上げが下がったと言ったほうが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金ももらえていいのではないですか。今度の地域企業経営支援金は、例えば盛岡市以外の市町村を対象にするといった案は考えていないのですか。
- ○阿部経営支援課総括課長 繰り返しの答弁になってしまいますが、新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金と地域企業経営支援金は、性質が違うものであると整理しております ので、特段、盛岡市を地域企業経営支援金から除外するという考えはなく、全県としたと ころであります。
- ○工藤勝子委員 今回のこの件について、県内で不公平感が広まり、県に対する信頼がかなり損なわれるのではないかと思っているのです。ぜひ今後、盛岡市以外の店舗や中小企業、小さな事業所に対する支援も考えていただきたい。皆さん、非常に苦悩しています。軽石義則委員も言っていましたが、最初に打ち出した地域企業経営支援金支給事業費補助制度で、売り上げが47、48%減少していても、50%ではなかったので支援金をもらえなかったと嘆いている人たちもいるのです。その人たちは事業承継が難しくなっているとのことです。どうにもならずに融資を受けているようですが、融資は返さなければならず、期限もあるのです。中心市街地が閑散としている状況の中、自分の代で店を閉めたくないと事業承継を望んでいるのです。その人たちを救い上げるための資金を何か御検討いただきたいと思うのですが、岩渕商工労働観光部部長の所感を伺います。
- ○岩渕商工労働観光部長 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、今回 県独自で盛岡市を対象にしたとのことでありますが、まん延防止等重点措置の助成が整え ば同じようになっていたと思うのです。まん延防止等重点措置自体が全県ということはあ り得ません。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している市町村ごとに指定します。 まん延防止等重点措置の次に、国が県全体を緊急事態宣言地域として指定する流れになっ ています。その中で、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金が営業活動の制限のように なり、昨年のスタートから支払額が非常に高まってきておりまして、まん延防止等重点措 置以外の地域でも売り上げは減少していているのに、それならまん延防止等重点措置や緊

急事態宣言地域となったほうが、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金がもらえて助かるのにといった話が聞こえてきております。しかし、まん延防止等重点措置や緊急事態宣は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一つであって、本来、売り上げの減少に対する支援とは違うものだと思っております。もらう側にすれば同じというのはよくわかるのですが、どうしてもそういう差異が出てくるものと思っています。

ただし、本会議でも答弁しておりますが、この影響が県内全域のさまざまな業種の事業者に広く及んでいるということは強く認識しております。そのため、繰り返しにはなりますが、国とも財源の相談をしながら、今後の売り上げ減少の巻き返しに少しでも有効になるような施策を考えて、その地域地域で有効な対策を取るようにしてまいります。

- ○**髙橋但馬委員** 地域企業経営支援金支給事業費についてですが、先ほどの本会議で斉藤 信議員からも質疑があったかもしれませんが、この事業が始まった令和3年4月から8月 末での執行率について、もう一度お伺いいたします。
- **○阿部経営支援課総括課長** 8月20日までの状況でありますが、申請の事業者数は1,976者、申請の店舗数でいいますと2,185店舗となっております。今まで支出した金額が4億2,800万円余となっておりまして、予算の執行率は20.6%であります。
- ○髙橋但馬委員 県としては、執行率 20.6%という数値について、順調に行っていると考えているのか、それともそれなりと考えているのか。
- ○阿部経営支援課総括課長 7月12日の受け付け開始から8月20日までの約1カ月余という期間で20.6%というのは、想定よりは若干出だしが早いように考えております。
- ○髙橋但馬委員 そのペースも考えて、あえて岩手緊急事態宣言の期間を含んで1店舗当たり10万円の増としたということでしょうか。
- ○阿部経営支援課総括課長 岩手緊急事態宣言に伴う売り上げの減少に対してどう支援 するかを考えたとき、既存の地域企業経営支援金に、企業からの申請を受けて商工団体を 通じてお支払いするという仕組みがありましたので、その仕組みを使って、支援金の上乗 せという方法で御支援しようと考えたところであります。
- **○髙橋但馬委員** 県としては、スピード感を優先したということで理解いたしました。も う既に申請している会社もあると思うのですが、その差額についてわかりづらい部分があ るので、改めて説明をお願いします。
- ○阿部経営支援課総括課長 先ほど答弁いたしましたとおり、既に 2,000 件ほど支払い済みとなっております。岩手緊急事態宣言により売り上げが減少した場合でありますが、例えば、4、5、6月で計算したところ、売り上げの減少額が 35 万円だったという事業者には、今までの上限額である 30 万円を支給しております。今回改めて、岩手緊急事態宣言期間を含む売り上げを計算したら、減少額が 40 万円だった場合、既に支給している 30 万円と新たに計算した 40 万円の差額をお支払いすることになります。上限 40 万円の範囲内で差額分をお支払いすることになるのですが、わかりにくいかもしれません。
- ○髙橋但馬委員 改めて計算して、前回もらった分と 40 万円の差額分がもらえるという

ことで理解しました。いずれにせよ、卸売業や飲食業はかなり厳しい状況にあります。まだまだ地域企業経営支援金を知らない事業者もいると思うので、引き続き根気強くお知らせするようお願いします。

○佐々木朋和委員 先ほど来議論になっています、地域企業経営支援金の限度額のアップについてですが、不要不急の外出自粛等の呼びかけにより売り上げが減少したことへの支援を目的にしているわけですが、プラス3カ月分、30%落ちなければいけないという要件を付加していることがわかりにくくしていると思いますし、既存の制度を使ったとしても、事業者の手元へ早く届くのか疑問に感じています。

予算執行率が20%ということは、80%の事業者がこれから申請することになります。今までの売り上げの減少が30%だったところは、8月、9月で50%落ちないと申請できないということになりますし、3カ月待たなければいけないということになります。既に申請している20%の方は申請し直せばいいのですが、支給が遅くなるのではないかと思います。県はどのように考えていますか。

- ○阿部経営支援課総括課長 岩手緊急事態宣言期間中の売り上げ減少を含むことになりますので、最短ですと6、7、8月で計算して、9月に申請ということもあるでしょうし、トータルで30%減にならないと対象にならないので、様子を見ながらということになると、申請のタイミングが遅くなることもあると思います。まずは売り上げの減少額を見ていただきながら、最適なタイミングで御申請いただきたいと考えております。
- ○佐々木朋和委員 1回のみの申請なら、例えば8月、9月で 30%ダウンになり、40 万円に到達したなら申請できるようにすればいいのではないですか。
- **○阿部経営支援課総括課長** ただいまの御提案は3カ月ではなく2カ月でも申請可能とするということでしょうか。
- ○佐々木朋和委員 1カ月でも、30%ダウンだったらいいのではないですか。
- **○阿部経営支援課総括課長** そのような考え方もあると思いますが、繰り返しになりますけれども、既存の制度の中での運用という方法を取らせていただいておりましたので、まずは3カ月というところで考えております。
- **○佐々木朋和委員** 少し厳しいことを言いますが、支給する側の行政の都合で、事業者に早く届けるためという文言が伝わらないのではないかと思います。ぜひ、運用の面について検討いただきたいと思います。

それから、先ほどの岩渕商工労働観光部長の答弁の中で、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金は国から別枠で配分されるとの話でしたが、まん延防止等重点措置であれば国から別に80%の補助があり、県独自であれば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からと認識しておりましたが、違うのでしょうか。

〇岩渕商工労働観光部長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠があると聞いております。まん延防止等重点措置が適用されなくても、地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に効果的なエリア、業種限定で

営業時間短縮の要請を行って新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を支払う場合等に、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加配分する仕組みがあると聞いて います。該当するかどうかはまだはっきりしておりませんが、話をさせていただきました。

○佐々木朋和委員 そのようなこともあるということで、今、国に働きかけているのだろうと思います。そういった中で、県独自の緊急事態宣言下で厳しい状況にあることから、8月12日頃に地域企業経営支援金を発表されたのだと思っています。

その次のタイミングである8月 26 日に盛岡市での営業時間短縮の要請が出たことによって、全県の飲食店あるいは卸売業にも影響が及んでいるということは、また一段と厳しくなったのだろうと思います。その部分についても支援をすべきだということで、岩渕商工労働観光部長もお話しいただいたと思うのですが、今現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援枠はどのくらい残っているのですか。

〇伊五澤企画課長 今年度の事業者支援分の交付限度額が約 67 億円ですが、令和3年5月補正までの予算充当額が約 38 億円で、残り 29 億円となっております。さらにそこから今回の令和3年度一般会計補正予算(第6号)分を引きますと、マイナス3億円になります。

○佐々木朋和委員 10 億円は残っていると思っていましたが、マイナス3億円では厳しい 状況です。そのような中で、国からの追加配分があるかどうかは別として、事業者支援枠 から新型コロナウイルス感染拡大防止協力金9億円を出したということですか。

〇伊五澤企画課長 地域企業経営支援金などにつきましては、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金を財源としております。

○佐々木朋和委員 非常に貴重な財源であったのです。今回専決処分で行ったとのことですが、議会としてもしっかりと議論をしたかったというところがあります。8月6日ころの定例記者会見で、知事は時短営業の措置について、全国的に見てもまん延防止等重点措置の効果は薄いという話をされたと聞いております。そのような報道の後に、新型コロナウイルス感染症がまん延して営業時間短縮要請に踏み切ったのですが、どのような議論があって営業時間の短縮要請が必要となったのか、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議に出席されている岩渕商工労働観光部長から教えていただきたいと思います。○岩渕商工労働観光部長 時系列的に申し上げますと、知事は早い段階である7月から人口10万人対15人を超えた場合の話をしておりました。我々もそれが一つのラインだと思っておりましたので、いわて旅応援プロジェクトやいわての食応援プロジェクトも人口10万人対15人になったらとめるとお知らせしておりました。

8月6日の岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議は、お盆期間の過ごし方を決める内容だったと認識しておりますが、その中で、15人を超えたら強い措置をとることについても話していました。

8月6日を過ぎた週明けから感染者が非常にふえて、お盆の直前である8月12日に16.2 人となり、さらに25人を超える勢いとなりましたので、さらに強い措置を行う必要がある のではないかということで、庁内でいろいろ話をしてきたと思います。その中で、まん延 防止等重点措置の要請の話も出てきたものと承知しております。

まん延防止等重点措置の要請を行いましたが国からは認められず、それでも新型コロナウイルス感染症の感染が非常に拡大しておりましたので、岩手緊急事態宣言よりさらに強い措置を取らなければいけないという認識のもとで、盛岡市中心に営業時間短縮要請を行ったほうがいいということで決まったものと受けとめております。

○佐々木朋和委員 時短要請の有効性については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染者数等にあらわれてくると思うのですが、営業時間短縮要請をするからには、終わりの目標とでも言うのでしょうか、12 日までとなっていますが、そういった強いメッセージとともに、盛岡市以外もあわせた支援策を、政策パッケージとして今回の補正予算に提出していただきたかったと思っています。

今回の地域企業経営支援金は、岩手緊急事態宣言が出る前の8月12日時点における支援 策だと認識しておりますので、9月定例会の補正予算には、8月26日以降さらに厳しくなった部分について、特に盛岡市以外の飲食業や卸売業、そして今は地域企業経営支援金の 対象外となっている製造業も含めた支援策を盛り込んでいただきたいということを申し上 げて、終わります。

○高橋はじめ委員 先ほど軽石義則委員から、また本会議場で斉藤信議員からも、旅館や宿泊施設を含めた観光業関係が非常に困っているとの話がありました。今、観光業への支援策がとまっている状況です。岩渕商工労働観光部長からは本会議場で、国に対するさまざまな支援をお願いしていると回答がありましたが、具体的にどのような要望をされているのかお尋ねします。

○岩渕商工労働観光部長 先ほど来答弁しておりますとおり、本県に配分となった予算は使い果たしておりますので、いわて旅応援プロジェクトの後継的な、あるいは宿泊割のような制度について観光庁に個別に要望しております。また、全国知事会を通じまして、持続化給付金の再給付、家賃補助の再給付、それから需要喚起策等について、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について要望しているところであります。どちらかというと、今は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策が中心になっていますが、感染が落ち着くタイミングで需要喚起策についても強く要請していきたいと考えております。

○髙橋はじめ委員 それについては本当に重要なことでありますので、繰り返し、繰り返しお願いしたいと思います。地域企業経営支援金支給事業費補助も今回で2回目となりますが、受けとる側は、早く一旦区切って3回目を再開してくれという思いもあるのです。だらだらと長い期間続けて、1回申請したら差額しかもらえないでは非常にきついです。新型コロナウイルス感染症の影響が続く限り、次また次と事業の継続をお願いしたいということも強く言ってもらいたいと思います。

観光産業として非常に大きな期待をしておりました東北デスティネーションキャンペー

ンや夏の祭りも、新型コロナウイルス感染症の影響で全部だめになってしまいましたが、 JR東日本では新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底しながら、新たな商品開発等 も行っているのではないかと思いますので、国ばかりではなく、そういうところにもぜひ 働きかけをして、観光産業が少しでも底を脱するような取り組みを進めていただきたいと 要望して、終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに 決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。